



平成 20 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社学習研究社
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤洋一郎
コ ー ド 番 号 9470・東証第1部
問 い 合 せ 先 取締役経理部担当 中森 知
T E L 03-3726-8111

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された当社取締役会において、下記のとおり、「定款の一部変更」に関し、平成 20 年 6 月 26 日開催予定の当社第 62 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

記

1. 定款を変更する理由

- (1) 分散している事務所を集約、統合するとともに、本店機能の強化と一層の効率化を図るため、当社の本店を東京都品川区に移転することに伴い、現行定款第 3 条（本店の所在地）を変更するものであります。また、本変更につきましては、平成 20 年 8 月 29 日までに開催される当社取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとし、その旨の附則を設けるものであります。
- (2) 社外取締役がその期待される役割を十分発揮しうるよう、社外取締役との責任限定契約の締結を可能とするために、定款第 31 条に社外取締役との責任限定契約に関する規定を新設し、現行定款第 31 条以下を各 1 条ずつ繰り下げるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。
下線の部分が変更箇所です。

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|-----------------------------------|---|
| (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。 | (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。 |
| (新設) | (社外取締役との責任限定契約) 第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。 |
| 第31条～第44条(条文省略) | 第32条～第45条(現行どおり) |
| (新設) | (附 則) 第3条の規定の変更は、平成20年8月29日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生日をもって削除されるものとする。 |

3. 定款変更の効力発生日

定款変更の効力発生は、平成20年6月26日(木曜日)開催予定の当社第62回定時株主総会において、「定款一部変更の件」の議案が承認可決されることを条件としております。ただし、第3条(本店の所在地)の変更につきましては、平成20年8月29日(金曜日)までに開催される当社取締役会における本店移転日の決定をもって効力を生じるものとしております。

以上